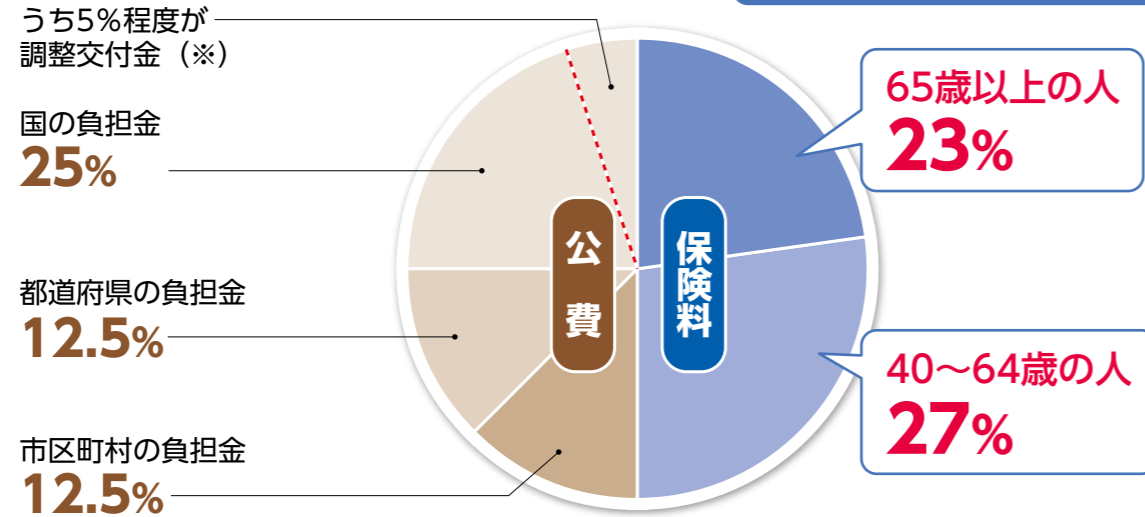


介護保険料の決め方と納め方

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

介護保険の財源 (令和6~8年度)

財源の半分が保険料です！



※調整交付金…国負担分のうち調整交付金は、5%を基準として、後期高齢者の比率や所得水準による市町村間の介護保険の財政力の差を調整するため交付されることから、交付割合が毎年変動します。交付割合が5%を下回った場合、不足分は第1号被保険者が負担します。

40~64歳の人 (第2号被保険者) の介護保険料の決め方と納め方

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与及び賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険料として世帯主の人が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与及び賞与から徴収されます。

※40~64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人 (第1号被保険者) の介護保険料の決め方

市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

基準額
(年額)

=

藤沢市で介護保険
給付に必要な費用

×

65歳以上の人
の負担分(約23%)

藤沢市の65歳以上の人数

65歳以上の人 (第1号被保険者) の介護保険料 (令和8年度)

基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります

第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準の額が80万9,000円から82万6,500円に変わりました。

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税者 ●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{※1} が82万6,500円以下の人	基準額×0.285	21,540円
第2段階	●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{※1} が82万6,500円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,660円
第3段階	●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{※1} が120万円を超える人	基準額×0.685	51,780円
第4段階	●本人が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{※1} が82万6,500円以下の人 (世帯に市町村民税課税者がいる)	基準額×0.90	68,040円
第5段階 (基準額)	●本人が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{※1} が82万6,500円を超える人 (世帯に市町村民税課税者がいる)	基準額×1.00	75,600円
第6段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が120万円未満の人	基準額×1.10	83,160円
第7段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が120万円以上135万円未満の人	基準額×1.20	90,720円
第8段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が135万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	98,280円
第9段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	113,400円
第10段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	128,520円
第11段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	143,640円
第12段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	158,760円
第13段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	173,880円
第14段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.40	181,440円
第15段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が820万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	196,560円
第16段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.80	211,680円
第17段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×3.00	226,800円
第18段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{※2} が2,000万円以上の人	基準額×3.20	241,920円

※第1~3段階は、公費等による負担軽減後の保険料率です。

※1 段階判定収入金額 (第1段階~第5段階)

課税年金収入額^{※3}とその他の合計所得金額の合計額です。その他の合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額^{※4}から、公的年金等に係る雑所得と長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。地方税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得 (所得金額調整控除が行われている場合にはその控除前の給与所得) から、10万円を控除した額 (控除後の給与所得が0円を下回る場合は給与所得を0円とする。) となります。

なお、令和8年度介護保険料に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。

※3 課税年金収入額とは、公的年金のうち、国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは含まれません。

※4 地方税法上の合計所得金額とは、給与所得、雑所得 (公的年金等に係る所得など)、配当所得、不動産所得、土地・建物等の譲渡所得などの各種所得金額を合計した金額で、扶養控除や配偶者控除及び医療費控除などの所得控除をする前、純損失または雑損失の繰越控除をする前の金額です。

●令和8年度介護保険料における市町村民税課税・非課税について

令和7年度税制改正により、令和8年度に税法上は市町村民税が課税から非課税になっても、介護保険法施行令に基づき、令和8年度の介護保険料の算定に限り課税とみなして算定する場合があります。

※2 段階判定所得金額 (第6段階以上)

地方税法上の合計所得金額^{※4}から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方

65歳になった月（法律上、65歳の誕生日の前日が属する月※）から、普通徴収又は特別徴収の方法で納付します。

納付方法は年金受給額等によって決定し、自分で選ぶことはできません。

- ※例
- 10月1日生まれ 9月分から
 - 10月2日生まれ 10月分から

納付書や口座振替等で納める（普通徴収）⇒年金が年額18万円未満の人

次の人も、一時的に普通徴収となります。

- ◆65歳に到達した人 ◆他の市区町村から転入した人
- ◆年度途中で保険料額や年金額が変更になった人 ◆年金が一時差し止めになった人 など

納付書の発送時期

次の時期に、年度分をまとめてお送りします。

- ◆毎年6月中旬 ◆65歳に到達したとき ◆他の市区町村から転入したとき

納付方法

金融機関、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォン決済、ペイジー、クレジット納付（システム利用料が別途発生）などを通じて納めます。

詳しくは藤沢市ホームページをご覧ください [藤沢市 介護保険料 納付方法](#) で検索

納め忘れのない

- 保険料の納付書 ●預（貯）金通帳

口座振替が便利です

- 通帳の届け出印

これらを持って藤沢市内の指定金融機関で手続きしてください。口座振替依頼書による申し込みをご希望の場合は用紙を送付しますので介護保険課までご連絡ください。ウェブによる口座振替受付サービスもあります。詳しくは藤沢市ホームページをご覧ください。



年金天引きで納める（特別徴収）⇒年金が年額18万円以上の人

年6回の年金受給の際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。

対象となる年金

- ◆老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金など。 ※老齢厚生年金、老齢福祉年金は対象外です。
- 前年度から継続して特別徴収の人は、前年の所得などにに基づき年間保険料額が確定するまでは、暫定的に前年度の2月と同額の保険料額を納付します（仮徴収）。年間保険料額が確定したら、既に納めた仮徴収分の保険料を除いた金額を納付します（本徴収）。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

仮徴収（4月・6月・8月）

年間保険料額が確定するまで暫定的に前年度2月と同額の保険料を納めます。なお8月については仮徴収額と本徴収額の差を小さくするよう、額を変更して調整する場合があります。

本徴収（10月・12月・2月）

確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて納めます。

65歳になると介護保険料の納め方が変わります

40歳から65歳になる月の前月までの保険料は、加入している医療保険の保険料と合わせて納めますが、65歳になった月からは、普通徴収（納付書や口座振替等）で納めることとなります。その後、年金受給額等によって、普通徴収または特別徴収の方法で納めることとなります。

例 10月2日生まれの方の場合

65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

10月～翌年3月分は、市から送付された納付書で納めます。

保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると

督促が行われます。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担になります。その後、申請により保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。差し止めを受けても、なお保険料の支払いがないときは、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

上記に加え、未納期間に応じて、利用したサービス費用の負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護（予防）サービス費などが受けられなくなったりします。（給付額減額）

*滞納により何らかの給付制限が生じた場合はその旨が介護保険被保険者証に記載されます。自己負担割合が変わる場合は、「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合とは異なります。（P27参照）

保険料の減免制度について

次のような理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請によって保険料が減額または免除される場合があります。

詳細については介護保険課にお問い合わせください。

- 生活困窮のため保険料の納付が困難な場合
- 生計中心者の長期入院等で収入が著しく減少した場合
- 火災・風水害等により住宅等に著しい損害を受けた場合

